

一時預かり事業のしおり



地域子育て支援センター すきっぴ

吉川201 TEL/FAX 072-738-0255

豊能町



発行 豊能町
保健福祉部健康増進課
地域子育て支援センター すきっぴ
豊能町吉川201
令和3年4月



☆一時預かり事業とは

保護者の傷病等による緊急時の保育・その他必要な保育を提供し、児童福祉の増進を図ることを目的に以下の事由により一時的に保育をする制度です。

- ・保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的若しくは肉体的負担を軽減するため、緊急又は一時的に家庭における保育が困難となる児童
- ・保護者の労働、職業訓練及び就学等により、断続的に家庭における保育が困難となる児童

☆対象児童について

町内にお住まいの生後57日目から就学前までの児童

☆実施施設および場所

地域子育て支援センター すきっぷ (吉川保育所内)
吉川201
TEL: 072-738-0255

豊能町立ふたば園 子育て支援いちごルーム
希望ヶ丘6丁目18番地の1
TEL: 072-739-1577

☆登録・申込み方法

一時預かり事業を利用する場合には、事前に登録が必要です。

- ① 「一時預かり事業利用登録申込書」に必要事項をご記入の上、利用しようとする1週間前までに、上記の実施施設に提出してください。
「一時預かり事業利用登録申込書」は、初回のみ提出が必要です。
登録が終わりましたら「一時預かり事業利用登録証」をお渡しします。
有効期限は、小学校就学までです。大切にお持ちください。

- ② 登録後は、利用しようとする日の1週間前までに「一時預かり事業利用申込書」を実施施設に提出してください。登録状況確認のため、「一時預かり事業利用登録証」をご提示ください。
- ③ 一時預かり事業申込みの手続きが終わりましたら、保護者様控えをお渡ししますので利用日にご持参ください。
- ④ 一時預かり事業利用料は、納入通知書をお渡しいたします。一週間以内に納入通知書に記載している金融機関でお支払いください。

*特に緊急時の利用の場合には、地域子育て支援センターすきっぷまでお問い合わせください。
利用状況によってお受けできない場合があります。



一時預かり事業利用登録から利用までの手続きは、次のとおりです。


***1 「一時預かり事業利用登録申込書」の記入**



「一時預かり事業利用登録申込書」の提出
提出先: 地域子育て支援センター すきっぷ
豊能町立ふたば園 子育て支援いちごルーム

一時預かり事業利用登録証をお渡しします。

《見本》

	豊能町一時預かり事業利用登録証
	登録番号 _____
	児童名 _____
	保護者名 _____
	令和 年 月 日発行
	豊能町

利用しようとする日が決まったら
*2「一時預かり事業利用申込書」の記入



利用しようとする日の1週間前に
「一時預かり事業利用申込書」の提出
提出先：地域子育て支援センター すきっぷ
豊能町立ふたば園 子育て支援いちごルーム

一時預かり事業利用受付が終わりましたら、保護者様控えをお渡しします。利用日当日にお持ちください。

一時預かり事業 利用日



お迎えの時に、納入通知書をお渡しします。
納入通知書に記載された金融機関で利用料をお支払いください。

上記*1*2の申込書は、実施施設及び保健福祉センター内健康増進課にあります。豊能町ホームページからもダウンロードできます。

☆利用日数及び利用日

利用日数は、原則として児童1人につき1週間3日以内として、かつ1ヶ月当たり12日以内です。

利用日は、実施施設の開所日です。

(年末年始12月29日から1月3日、祝日、土日曜日を除く月曜日から金曜日)

☆利用時間

利用時間は 午前9時から午後5時までです

1回の利用時間は、基本4時間までとしています。

☆利用料

一時預かり利用料は、1時間につき800円です。

1時間に満たない場合も一時預かり利用料は800円となります。

なお、利用料は、納入通知書をお渡ししますので、記載されている金融機関に、利用日から1週間以内に振込をお願いします。

＜幼児教育・保育の無償化の対象について＞

3歳～5歳の子どもで、保育所、認定子ども園等を利用出来ていない方が対象となり、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。

※提出書類は、『施設等利用給付認定申請書』と『保育を必要とする事由証明書』となります。

※『保育の必要性の認定』の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

☆利用定員

1日当たりの利用定員は、おおむね3人とします。

幼児教育・保育の無償化に必要な書類は、
豊能町ホームページからもダウンロード
できます。

☆「幼児教育・保育の無償化」で検索



☆「幼児教育・保育の無償化の手続きについて」



☆持ち物

着替え	パンツ、Tシャツ ズボン等 (オムツをしている場合は、オムツ)
おてふきタオル	ハンドタオル1枚
口ふきタオル	ハンドタオル1枚
エプロン	1枚(食事をする場合)
汚れ物入れ用袋	ビニール袋、レジ袋等
バスタオルなど	お昼寝が必要な方
お茶など	水分補給用
ミルク お弁当 おやつ	必要量、回数分、哺乳瓶 日常の食事の状況に応じたもの おやつは、必要量を容器又は個別に入れたもの

*オムツは、1~2枚多めに持参してください。

*持ち物には、すべて記名をお願いします。

*服装は、動きやすく着脱しやすいもの、汚れても構わないものをお願いします。靴は、足のサイズに合った運動靴(サンダル以外)を履かせてください。

*帽子があれば持参してください。

☆その他

- ① 利用理由、緊急の連絡先などは明確にしておいてください。
事前登録後、住所、電話番号などが変更になっている場合はお知らせください。
- ② 送迎は、保護者の方が行き、お子様の健康状態など職員に確認してください。感染症の病気、熱(37.5度以上)、下痢・嘔吐など保育できない場合がありますのでご了承ください。

また、保護者以外の方が送迎される場合は事前にご連絡ください。

- ③ 利用当日、発熱などで利用をキャンセルされる場合、または、利用時間を変更される場合は、利用時間前に電話連絡をお願いします。
連絡がない場合は、利用料をいただく場合があります。



一時預かり事業を利用する場合に必要な書類は、
豊能町ホームページからもダウンロードできます。
☆「豊能町一時預かり事業」で検索